

○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規程

(平成24年12月20日島根県公安委員会規程第2号)

(趣旨)

第1条 この公安委員会規程は、島根県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）に基づく行政処分の公表基準について定めるものとする。

(公表の対象となる行政処分)

第2条 公表の対象となる行政処分（以下「公表対象処分」という。）は、次に掲げる行政処分とする。

- (1) 法第7条第1項の規定による認定の取消し
 - (2) 法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による指示（公安委員会が行うものに限る。）
 - (3) 法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定による営業停止命令
 - (4) 法第24条第1項又は第25条第2項第3号の規定による営業廃止命令
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、公表対象処分であっても公表しないものとする。

- (1) 法第7条第2項、第23条第3項若しくは第24条第2項の規定による同意又は法第23条第2項の規定による島根県知事からの要請に際し、島根県知事から当該公表対象処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該公表対象処分の公表が適切でないと公安委員会が認める特段の事情がある場合

(公表の内容)

第3条 公表は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号）別記様式第2号に記載する一連番号（以下「認定書番号」という。）
- (2) 自動車運転代行業者の名称又は記号
- (3) 主たる営業所が所在する市区町村の名称
- (4) 処分年月日
- (5) 処分内容
- (6) 処分理由
- (7) 根拠法令
- (8) 処分を行った公安委員会

(公表の方法等)

第4条 公表は、行政処分の内容等を記載した行政処分公表書（別記様式）を警察本部交通部交通企画課に備え付けて一般の閲覧に供するとともに、警察本部のホーム

ページにその内容を掲載することにより行うものとする。

(公表の期間)

第5条 公表の期間は、当該公表対象処分が行われた日から起算して2年間とする。

(委任)

第6条 この公安委員会規程に定めるもののほか、法に基づく行政処分の公表に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この公安委員会規程は、制定の日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日島根県公安委員会規程第2号)

この公安委員会規程は、平成27年4月1日から施行する。

様式 [略]